

香川県林道事業補助規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年5月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第42号

香川県林道事業補助規則の一部を改正する規則

香川県林道事業補助規則（昭和39年香川県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助率及び補助対象事業の範囲)</p> <p>第4条 前条の規定により県が行う補助の率は、その事業に<u>要する事業費</u>に対し次の区分による。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）その他の国の定める特例法により高率を適用された場合は、当該高率によるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 前項の事業費とは、工事のため直接必要な<u>本工事費、附帯工事費</u>、測量及び試験費、機械器具費並びに応急工事費をいう。ただし、知事が必要と認めた場合は、用地費及び補償費を含めることができる。</p>	<p>(補助率及び補助対象事業の範囲)</p> <p>第4条 前条の規定により県が行う補助の率は、その事業に<u>要した事業費</u>に対し次の区分による。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）その他の国の定める特例法により高率を適用された場合は、当該高率によるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 前項の事業費とは、工事のため直接必要な<u>本事業費、附帯事業費</u>、測量及び試験費、機械器具費、<u>工事雑費及び応急工事費並びに事務雑費</u>をいう。ただし、知事が必要と認めた場合は、用地費及び補償費を含めることができる。</p>

第5号様式 (第10条関係)

林道事業実績報告書

年 月 日

香川県知事 殿

事業主体の住所、
名称及び代表者の氏名 ㊟

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知（補助金交付決定前
工事着手承認）のあった 線 事業について実績を次のとおり報告します。

1 事業実績

路線名	種類	箇所 番号	全幅員	延長	精算 事業費	内 訳		請負人 住所 氏名	備 考
						県助 金	事業者 負担金		
			m	m	円	円	円		

(注)

- 種類欄及び箇所番号欄は、林道改良事業又は林道舗装事業の場合に記載すること。
- 林道改良事業又は林道舗装事業の場合にあつては、種類欄、箇所番号欄、全幅員欄、延長欄及び精算事業費欄は、箇所ごと及び合計について記載すること。

第5号様式 (第10条関係)

林道事業実績報告書

年 月 日

香川県知事 殿

事業主体の住所、
名称及び代表者の氏名 ㊟

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知（補助金交付決定前
工事着手承認）のあった 線 事業について実績を次のとおり報告します。

1 事業成績書

2 収支精算書

(1) 事業成績書

路線名	種類	箇所 番号	全幅員	延長	精算 事業費	内 訳		請負人 住所 氏名	備 考
						県助 金	事業者 負担金		
			m	m	円	円	円		

(注)

- 種類欄及び箇所番号欄は、林道改良事業又は林道舗装事業の場合に記載すること。
- 林道改良事業又は林道舗装事業の場合にあつては、種類欄、箇所番号欄、全幅員欄、延長欄及び精算事業費欄は、箇所ごと及び合計について記載すること。

2 収支精算

収 入

区 分		予 算 額	精 算 額	差 引	備 考
県 補 助 金		円	円	円	
事業主体負担金					
内					
訳					
計					

支 出

区 分		予 算 額	精 算 額	差 引	備 考
工 事 費	工事請負費	円	円	円	
	測量及び 試験費				
計					

(注) 事業主体負担金内訳は、分担金、賦課金、寄附金、借入金等事業主体の予算科目に準じて記載すること。

(2) 収支精算書

収 入

区 分		予 算 額	精 算 額	差 引	備 考
県 補 助 金		円	円	円	
事業主体負担金					
内					
訳					
計					

支 出

区 分		予 算 額	精 算 額	差 引	備 考
工 事 費	工事請負費	円	円	円	
	測量及び 試験費				
	工事雑費				
事務雑費					
計					

(注) 事業主体負担金内訳は、分担金、賦課金、寄附金、借入金等事業主体の予算科目に準じて記載すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の香川県林道事業補助規則の規定は、平成22年度分の補助金から適用する。